

千葉市文化ホール等

指定管理者募集要項

【千葉市若葉文化ホール】

【千葉市美浜文化ホール】

【千葉市若葉区千城台コミュニティセンター】

令和2年7月27日

千葉市

<目次>

1	指定管理者募集の趣旨	.....	P	1
2	募集要項等の定義	.....	P	2
3	公募の概要	.....	P	2
4	管理対象施設の概要	.....	P	4
5	指定管理者が行う業務の範囲	.....	P	7
6	市の施策等との関係	.....	P	9
7	指定管理者の公募手続	.....	P	11
8	応募に関する事項	.....	P	14
9	経理に関する事項	.....	P	20
10	審査選定	.....	P	23
11	関係法規	.....	P	25
12	参考資料	.....	P	25
13	その他	.....	P	27

<募集要項等に対する問合せ先>

[若葉文化ホール及び美浜文化ホールについて]

千葉市市民局生活文化スポーツ部文化振興課 (千葉市役所 8階)

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

電話 043(245)5262

FAX 043(245)5592

Eメール [bunka.CIL@city.chiba.lg.jp](mailto:bunka.CIL@city.chiba.lg.jp)

[千城台コミュニティセンターについて]

千葉市若葉区役所 地域振興課 地域づくり支援室 (若葉区役所 3階)

〒264-8733

千葉市若葉区桜木北2丁目1番1号

電話 043(233)8122

FAX 043(233)8162

Eメール [chiikidukuri.WAK@city.chiba.lg.jp](mailto:chiikidukuri.WAK@city.chiba.lg.jp)

## 1 指定管理者募集の趣旨

千葉市（以下「市」という。）では、「千葉市若葉文化ホール」、「千葉市美浜文化ホール」及び「千葉市若葉区千城台コミュニティセンター」の管理に指定管理者制度を導入しています。

平成15年9月の地方自治法の一部改正により創設された指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間事業者の有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上や管理経費の縮減につなげようとするものです。

この度、市では令和3年3月31日をもって現指定管理者の指定期間が満了となることに伴い、令和3年4月1日からの指定管理者を広く公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

今回の募集に当たっては、各施設の地域性を活かしつつ他施設との事業連携や、指定管理者による創意工夫した企画展開などを期待するものです。魅力ある文化施設の存在は本市の文化芸術の振興・発展に大いに資するものと考えます。

また、千葉市若葉文化ホールは千葉市若葉区千城台コミュニティセンターとの複合施設であり、施設全体を一体的に管理することにより、市民サービス及び管理コスト縮減の費用対効果が期待できることから、同コミュニティセンターについても併せて募集することとしました。

各施設の特色を生かし、連携を取ることで、より一層の利用率向上を目指した提案を期待するものです。

〔参考：地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2抜粋〕

第1項及び第2項（略）

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところ

ろにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

## 2 募集要項等の定義

本募集要項は千葉市若葉文化ホール、千葉市美浜文化ホール及び千葉市若葉区千城台コミュニティセンターの指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。なお、本募集要項に併せて配布する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらの資料を含めて「募集要項等」と定義します。

「管理運営の基準」：市が指定管理者に要求する具体的な管理運営の基準を示すもの

「様式集」：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

## 3 公募の概要

### (1) 管理対象施設

千葉市文化ホール設置管理条例（平成 3 年千葉市条例第 5 号）に規定する千葉市若葉文化ホール(以下「若葉文化ホール」といいます。)及び千葉市美浜文化ホール（以下「美浜文化ホール」といいます。）、千葉市コミュニティセンター設置管理条例（昭和 5 4 年千葉市条例第 5 号）に規定する千葉市若葉区千城台コミュニティセンター（以下「千城台コミュニティセンター」といいます。また、若葉文化ホール、美浜文化ホール及び千城台コミュニティセンターを合わせて「文化ホール等」といいます。）

### (2) 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

### (3) 業務の内容

指定期間内の本施設の管理業務（詳細は、「管理運営の基準」によります。）

(4) 選定の手順

公募から選定までの手順については、以下のとおりです。

千葉市市民局指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」といいます。12ページ参照）における審査を経て、第1順位から第3順位までの団体を選定します。ただし、第1順位の応募者との交渉の過程において協議が成立しない場合は、市は第2順位、第3順位の応募者と順次協議を行います。

1	募集要項等の発表公表・配布	令和2年7月27日(月)～
2	募集要項等に関する説明会・施設見学会	令和2年8月6日(木) 説明会 8月6日(木)・7日(金)施設見学会
3	募集要項等に関する質問の受付	令和2年8月11日(火) ～8月14日(金)
4	募集要項等に関する質問の回答	令和2年8月21日(金) (予定)
5	指定申請書（提出書類）の提出期間	令和2年8月31日(月) ～9月4日(金)
6	形式的要件審査の結果通知	令和2年9月18日(金) (予定)
7	選定評価委員会によるヒアリング、選定（書類審査）の実施	令和2年10月9日(金) (予定)
8	選定結果の通知	令和2年11月9日(月) (予定)
9	仮協定の締結	令和2年11月中旬 (予定)
10	指定議案の提出 (令和2年第4回定例会)	令和2年11月下旬 (予定)
11	指定管理者の指定・協定の締結	令和3年1月 (予定)

※ 5の提出期間後、提出書類の不備、提案書の作成基準違反（8（7）イ参照）、提案書の記載不明瞭などにより、市から、一定の期間を定めた上で提出書類の追加提出、修正等を指示する場合があります。

市が定めた期間内に指示どおりの修正がなされない場合は、失格とする場合があります。

また、提出書類の不備等が著しいものである場合は、市から修正の指示をすることなく、失格とする場合があります。

#### 4 管理対象施設の概要

##### (1) 設置目的等

###### ア 若葉文化ホール及び美浜文化ホール

条例上の設置目的	千葉県文化ホール設置管理条例（抄） 第1条 本市は、市民の文化の向上を図り、福祉の増進に寄与するため、次のとおり文化ホールを設置する。	
	名称	位置
	千葉県若葉文化ホール	千葉県若葉区千城台西2丁目1番1号
	千葉県美浜文化ホール	千葉県美浜区真砂5丁目15番2号
ビジョン （施設の目的・目指すべき方向性）	当該施設が地域住民に身近な存在として、幅広い文化芸術に触れる場となるとともに、新しい価値観の創造や、文化の担い手を育みその活動を支援すること	
ミッション （施設の社会的使命や役割）	<b>【地域文化の創造拠点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が気軽に参加できるイベントの提供</li> <li>・地域住民の文化創作活動の場</li> <li>・文化芸術活動を通じた地域住民の交流の場</li> </ul>	

###### イ 千城台コミュニティセンター

条例上の設置目的	千葉県コミュニティセンター設置管理条例（抄） 第1条 本市は、市民のコミュニティ活動のための施設として、次のとおりコミュニティセンターを設置する。	
	名称	位置
	千葉県若葉区千城台コミュニティセンター	千葉県若葉区千城台西2丁目1番1号
ビジョン （施設の目的・目指すべき方向性）	コミュニティ活動を促進し、市民の連帯感を醸成することで、市民主体の住みよいまちづくりを推進すること。	
ミッション （施設の社会的使命や役割）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ活動の場を低廉な料金で安定的に提供すること。</li> <li>・地域の特性を踏まえ、コミュニティ活動の契機となる事業を企画・実施すること。</li> <li>・コミュニティ活動を行う上で必要とされる情報発信の場となること。</li> </ul>	

(2) 施設の概要

ア 若葉文化ホール

所在地	千葉市若葉区千城台西2丁目1番1号 (千城台CCと複合)
施設規模	敷地面積：7,485.10㎡ 延床面積：5,096.06㎡ うち若葉文化ホール 2,009.49㎡ 千城台CC 2,795.16㎡
施設構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階
施設概要	1階：プロセニウム形式のホール。517席(固定席511・車椅子席6)。舞台は間口約15m、奥行約12m、高さ約7.5m。第1楽屋(定員10人)、第2楽屋(定員10人)、ホワイエ 2階：第1リハーサル室(60㎡)、第2リハーサル室(49㎡) 供用開始：平成3年5月15日 駐車場：76台(千城台コミュニティセンター等と共用) 開館時間：午前9時～午後10時 休館日：年末年始 施設内全面禁煙

イ 美浜文化ホール

所在地	千葉市美浜区真砂5丁目15番2号
施設規模	敷地面積：8,610.55㎡ 延床面積：8,199.88㎡ うち美浜文化ホール 3,999.97㎡ 美浜保健福祉センター 4,199.91㎡：指定管理者の管理対象外
施設構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階地上5階 (美浜保健福祉センターと複合)
施設概要	1階：プロセニウム形式の多目的メインホール。難聴者支援システム(ソナール)導入。354席(固定席351・車椅子席3)、親子室4席。舞台は間口13m、奥行約13m、高さは約7.2mです。楽屋(4室)、事務室 2階：音楽ホール(152席)難聴者支援システム(ソナール)導入。楽屋(2室)、ホワイエ 4階：リハーサル室(約162㎡)、第1スタジオ(約30㎡)、



	<p>第2スタジオ(約20㎡)、会議室(60㎡)(定員45名)</p> <p>供用開始:平成19年7月1日</p> <p>駐車場:美浜区役所、美浜保健福祉センター等と共用 141台(うち身障者用10台。なお141台に公用車駐車場30台などを含む。)</p> <p>開館時間:午前9時～午後10時</p> <p>休館日:第3月曜日、年末年始</p> <p>敷地内全面禁煙</p>
--	--

ウ 千城台コミュニティセンター

所在地	千葉市若葉区千城台西2丁目1番1号
施設規模	敷地面積:7,485.10㎡ 延床面積:5,096.06㎡ (コミュニティセンター部分2,795.16㎡)
施設構造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階 (若葉文化ホール、千城台市民センター、青少年サポートセンター東分室と併設)
施設概要	<p>1階:コミュニティセンター事務室、多目的室、大広間</p> <p>2階:サークル室1、幼児室、研修室、創作室1、創作室2</p> <p>3階:和室、会議室、集会室、講習室、サークル室2、 料理実習室、音楽室、トレーニング室、ヘルシーホール</p> <p>地下1階:防災センター他</p> <p>供用開始:平成3年4月16日</p> <p>駐車場:76台(若葉文化ホール等と共用)</p> <p>開館時間:午前9時～午後9時(例外あり)</p> <p>休館日:年末年始(例外あり)</p> <p>敷地内全面禁煙</p>

(3) 指定管理者制度導入に関する市の考え

文化ホール等では、指定管理者制度の導入による市民サービスの向上により、幅広い層の方に利用してもらおうという効果を見込んでいます。

したがって、市としてはこの制度導入効果を達成するため、指定管理者に民間事業者としてのノウハウを活用した魅力的な事業及び各館の地域性や特性を生かした事業の実施並びに広報・プロモーション活動を行うことなどにより、施設の利用が促進されることを期待します。

また、文化ホール等の管理運営において市が設定する成果指標及び数値目標は以下のとおりです。

ア 若葉文化ホール

成果指標	① 施設利用者数（楽屋除く） ② 使用件数（楽屋除く） ③ 施設稼働率（楽屋除く） ④ ホール稼働率
数値目標 （指定期間平均）	① 63,000人以上 ② 840件以上 ③ 41%以上 ④ 平日35%以上、土日祝81%以上

イ 美浜文化ホール

成果指標	① 施設利用者数（楽屋除く） ② 使用件数（楽屋除く） ③ 施設稼働率（楽屋除く） ④ メインホール稼働率 ⑤ 音楽ホール稼働率
数値目標 （指定期間平均）	① 114,000人以上 ② 2,400件以上 ③ 53%以上 ④ 平日47%以上、土日祝92%以上 ⑤ 平日68%以上、土日祝95%以上

ウ 千城台コミュニティセンター

成果指標	① 施設稼働率（諸室） ② 施設利用者数（スポーツ施設）
数値目標	① 44.6%以上／指定管理期間最終年度 ② 13,700人以上／指定管理期間最終年度

5 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、文化ホール等の管理（それに付随する設備の管理を含む。）とします。（詳細は「管理運営の基準」を参照してください。）

(1) 指定管理者の必須業務の範囲（市からの指定管理料に含まれる業務）

- ア 施設運營業務  
・施設貸出業務

- ・市からの事業実施受託業務（企画提案業務）
- ・その他の業務

イ 施設維持管理業務

- ・保守管理業務（60万円未満の修繕を含む。）
- ・清掃業務
- ・環境衛生管理業務
- ・設備機器管理業務
- ・備品管理業務
- ・駐車場管理業務
- ・警備業務
- ・植栽等保全業務
- ・その他の業務

ウ 経営管理業務

- ・事業計画書の作成業務
- ・事業報告書の作成業務
- ・事業評価業務
- ・関係機関との連絡調整業務
- ・指定期間終了時の引継業務
- ・その他の業務

(2) 自主事業として行うことができる事業（市から支払う指定管理料に含まれない業務）

ア 施設の興行の企画・誘致・実施業務

イ コミュニティセンターの設置目的及び地域特性、住民ニーズを反映した主催事業

ウ その他業務

※ 「管理運営の基準」にない業務は、指定管理者自ら必要な許可等を取得し、また、市の承諾を得た上で実施することになります。

また、文化ホール等では、自動販売機設置は市の公募貸付によるものとするため、指定管理者の自主事業として行うことはできません。

(3) 再委託について

ア 管理業務の全部又は大部分若しくは重要な部分（施設貸出業務、市からの事業実施受託業務等の指定管理者のノウハウを生かすべき業務など）を第三者に再委託することはできません。

イ 業務の再委託に当たっては、市の承認が必要となります。

## 6 市の施策等との関係

指定管理者は、公の施設の管理等に関する業務を市に代わって行います。したがって、指定管理者には一定の公的責任が問われ、市の持つ施策等については、市と同様に行うことが求められます。

### (1) 施策理解

指定管理者は、文化ホール等の所有者である市の施策を理解の上、業務等を実施することを基本とします。これは、市の実施する各種事業に対し協力することはもちろん、事業を市と共催する提案を拒むものではありません。しかしながら、事業の実施や施設の維持管理について追加経費の支払を担保するものではありません。

### (2) 市民利用

美浜文化ホールでは、区民祭りでの市民利用を予定しています。地域に根差した施設運用を心掛けてください。

### (3) 市内産業の振興

指定管理者が文化ホール等の管理を行うに際し、その一部を第三者に委託し、又は請け負わせる等の場合は、原則として市内業者を対象とし、必要に応じ準市内業者、市外業者と対象を拡大していくものとします。

※「市内業者」＝千葉市内に本店又は主たる事務所を有する者

「準市内業者」＝千葉市内に支店・営業所等を有する者

### (4) 市内雇用、現在の施設職員の継続雇用への配慮及び障害者雇用の確保

指定管理者は、新たに発生する雇用については、率先して千葉市民の雇用を図るとともに、現在の施設職員の継続雇用について配慮してください。また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における事業者の義務を遵守することはもとより、業務の実施に際して、率先して障害者雇用を促進する必要があります。

### (5) 労働条件審査

本市では、労働者保護の観点から、指定期間中に社会保険労務士による労働条件審査を実施することがあります。審査の報告書は、千葉市情報公開条例に規定する「公文書」として同条例に基づく開示請求の対象となり、同条例に基づく不開示情報を除き原則として開示されます。

#### (6) 男女共同参画社会の推進

千葉県男女共同参画ハーモニー条例（平成14年千葉県条例第34号）では、市は、すべての市民が男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指すとしています。

指定管理者にも、性別にとらわれない登用や仕事と家庭の両立支援等の積極的な取組といった、男女が働きやすい職場環境の整備が求められます。

#### (7) 環境への配慮

千葉県環境基本条例（平成6年千葉県条例第43号）では、市は環境への負荷の軽減や環境の保全等に努めるとしています。

指定管理者にも、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料の利用や、環境に配慮した役務の提供等の具体的な取り組みが求められます。

#### (8) 災害時の対応

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）では、地方公共団体の区域内の防災上重要な施設の管理者等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならないものとされています。

千城台コミュニティセンターは千葉県地域防災計画上の避難所に指定されており、指定管理者は、公共施設の管理運営を任されている者の責任として、市とともに災害対応を行っていく責務を負っていることを十分に認識しておく必要があります。

また、若葉文化ホール及び美浜文化ホールについても、災害発生時には市の指示に従っていただくことはもちろん、周辺住民の避難や帰宅困難者の受入れに進んで協力するなど、公共施設にふさわしい対応を行う必要があります。

#### (9) 暴力団の排除

指定管理者は、千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）に基づく事業者の責務を果たすほか、指定管理者の業務から暴力団を排除するために必要な措置を講ずるものとします。

市の施策等については、概ね年に1回程度、市が指定管理者に対して研修会や説明会を実施します。その際、指定管理者は当該研修会や説明会に出席するものとします。

## 7 指定管理者の公募手続

指定管理者の選定の手順については、3ページにあるとおりです。

ただし、問合せ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く開庁日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで（以下「開庁時間等」といいます。）に受け付けます。

### (1) 募集要項等に関する説明会（現地見学会を含む。）

募集要項等に関する説明会を以下のとおり行います。

#### ア 内容、開催日等

施設名	美浜文化ホール	若葉文化ホール 千城台コミュニティセンター
内容	説明会・施設見学会 文化ホール等全体の説明会と資料配布を行います。	施設見学会 資料配布は行いませんので、前日配布された資料をご持参下さい。
開催日	令和2年8月6日（木）	令和2年8月7日（金）
開催時間	午前10時～正午 受付開始：午前9時40分	午前9時30分～正午 受付開始：午前9時10分
集合場所	美浜文化ホール2階 音楽ホールホワイエ（受付）	若葉文化ホール1階 ホワイエ（受付）

イ 参加人数 各団体2名以内とします。ただし、複数の団体で共同事業体を組む場合は、各構成団体につき2名以内とします。（3密回避のため最少人数での参加をお願いします。）

ウ 参加申込 説明会に参加を希望する団体については、令和2年8月3日(月)午後5時を期限として、出席する旨を問合せ先（目次の次のページ参照）の文化振興課までEメール又は郵送によりお申込みください（郵送の場合は期限日必着）。

#### エ その他

(ア) 説明会会場での「募集要項等」の配布は行いませんので、必ず持参してください。

(イ) 施設見学会用の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

(ウ) 説明会・施設見学会での質問は、ご遠慮ください。募集要項等に係る質問は、(2) 募集要項等に関する質問の受付を参照のうえ、所定の方法でご提出してください。

(エ) 詳細図面については、説明会当日(8月6日(木))にCD-Rを貸与します。貸与を希望される場合は、様式集「3 その他」の5に記載された関係様式第5号「誓約書」をあらかじめご記入の上、説明会当日に持参してください。なお、詳細図面の種類については巻末にある別記を参照してください。

(オ) 説明会・施設見学会当日は参加者は必ずマスクを着用してください。

(カ) 市のホームページで公表する募集関係書類のほか、説明会において配布する資料があります。応募を予定している団体で、説明会に参加されなかった団体には、説明会当日に配布する資料を別途配布いたしますので8月3日（月）から8月7日（金）午後5時までに文化振興課へご連絡ください。

(2) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問書を以下のとおり受け付けます。（様式集参照）

ア 受付期間 令和2年8月11日（火）から8月14日（金）午後5時まで  
（上記期間内に質問がなされない場合、回答いたしません。）

イ 提出場所 文化振興課

ウ 提出方法 質問書の受付は、Eメール又は郵送によるものとします。（郵送の場合は、期限日必着）

(3) 募集要項等に関する質問の回答

質問に対する回答は、令和2年8月21日（金）（予定）に、市ホームページで行います。

<https://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/jokyo.html>（質問書の書式もダウンロードできます。）

(4) 提出書類の提出

提出書類（16ページ参照）を以下のとおり受け付けます。

ア 受付期間：令和2年8月31日（月）から9月4日（金）までの開庁時間等

イ 提出場所：文化振興課

ウ 提出方法：提出書類を上記の提出場所に直接持参してください。

なお、提出方法は直接持参に限り、郵送・FAX・Eメール等による提出は、お断りします。また、別に定める書式以外の書類についても、お断りします。

(5) 千葉市市民局指定管理者選定評価委員会（市民・文化部会）への諮問

選定評価委員会に諮問し、その答申内容を尊重して選定を行います。選定評価委員会の概要は以下のとおりです。

ア 所掌事務 応募者の中から指定管理予定候補者の選定を行います。

イ 委員構成 財務、法務その他の学識経験を有する者等の外部委員で組織します。

ウ その他 選定評価委員会の会議は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第25条（会議の公開）の規定により、原則公開で開催されますが、同

条ただし書の規定に該当する場合には非公開となります。

(6) ヒアリングの実施

提案書等の審査に当たり、以下のとおり応募者に対するヒアリングを実施します。

ア 開催日時：令和2年10月9日（金）（予定）

イ 開催場所：後日連絡します。

ウ 留意事項：

（ア）出席者は1応募者につき5名以内とし、提案書中の体制表に基づく統括担当者及び各主要担当者については、必ずご出席ください。ただし、出席者は、応募者及びその構成員に所属する方に限ります。

（イ）ヒアリングは30分以内を予定しています。

(7) 選定結果の通知

選定結果は、選定終了後、全ての応募者（共同事業体にあつては、代表団体）に対して令和2年11月9日（月）に文書で通知(発送)します。

(8) 選定結果の公表

全ての応募者へ通知した後、以下の事項を、市ホームページにより公表します。

ア 指定管理予定候補者並びに第2順位及び第3順位の応募者の名称

イ 選定経過

ウ 選定理由

エ 応募者数及び応募者の名称

オ 選定評価委員会の答申の概要（各応募者の審査項目（小項目）ごとの採点結果を含みますが、第4順位以下の応募者については、名称をアルファベットにより表記します。）

(9) 仮協定の締結

市は、第1順位の指定管理予定候補者と細目協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。第1順位の指定管理予定候補者との交渉の過程において協議が成立しない場合は、市は、第2順位、第3順位の応募者と順次協議を行います。

なお、仮協定締結までの期間に、8（6）に掲げる失格となる事項に該当することとなった場合には、仮協定を締結しません。また、仮協定の締結後に失格となる事項に該当することとなった場合には、軽微な事由と認める場合を除き、指定管理者の指定は行いません。



(10) 指定議案の提出、指定管理者の指定、協定書の締結

(9) の仮協定締結後、令和2年第4回千葉市議会定例会の議決を経て、市は指定管理予定候補者を指定管理者として指定し、基本協定書を締結します※。基本協定書の内容は、原則として別添資料のとおりです。

なお、千葉市議会が議決しなかった場合又は否決した場合においても、応募者が文化ホール等の指定管理業務を実施するために支出した費用（準備行為を含みます。）、提供したノウハウの対価等については、一切補償しませんのでご了承ください。

※ 協定書の締結にあたっては、その内容により印紙の貼付が必要になる場合があります。印紙の要否については、個別に税務署に確認していただくようお願いいたします。

## 8 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- ア 法人その他の団体であること（株式会社、任意団体等組織形態は問いません。）。
- イ 千葉市外郭団体指導要綱に定める市の外郭団体（株式会社を除きます。）でないこと。
- ウ 市の入札参加資格に関し、指名停止が行われていないこと。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札等への参加が制限されている者でないこと。
- オ 千葉市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条又は地方税法附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りではない。
- カ 千葉市税の特別徴収義務者にあつては、特別徴収を実施していること。
- キ 申請用様式第4-1号「労働条件チェックリスト」に記載する労働関係法令の規定を遵守している者であること（過去の法令違反の有無は問いません。）。
- ク 募集年度又はその前年度に納入すべき障害者雇用納付金がある者にあつては、これらの滞納がないこと。
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。

コ 当該団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含みます。）が、千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（2）共同事業体での応募

共同事業体（複数の企業、団体から構成される団体）での応募も可能です。共同事業体として応募する場合には、代表団体及び責任割合を明記した書類を市に提出してください。また、提出書類については、（7）に示す一部の書類を除き、構成団体全てについて提出してください。

選定中及び選定後の協議は代表団体を中心に行いますが、協定の締結に当たっては共同事業体の構成団体全てを協定当事者とします。したがって、原則として構成団体の変更は認められません。

（3）事業協同組合又は事業協同小組合の応募

中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合又は事業協同小組合（以下「事業協同組合等」といいます。）が応募する場合は、実際に指定管理業務を行う「担当組合員」を明記した組合構成員表を市に提出するとともに、提出書類については、（7）に示す一部の書類を除き、組合と併せて担当組合員についても提出してください。また、原則として担当組合員の変更は認められません。

（4）有限責任事業組合の応募

有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）に基づく有限責任事業組合（LLP）が応募する場合は、共同事業体による応募に準じて、（7）に示す一部の書類を除き、組合と併せて全ての組合員について提出書類を提出してください。また、原則として組合員の変更は認められません。

（5）重複提案の禁止

1団体1応募とし、複数の応募はできません。（2）～（4）の構成団体、組合員は、全て応募者とみなします。

（6）失格

申請者（ア・エについては、共同事業体の場合は全ての構成員、事業協同組合等の場合は組合及び全ての担当組合員、有限責任事業組合の場合は組合及び全ての組合員のいずれか）が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 募集要項に定めた応募資格・要件が備わっていないとき。
- イ 指定申請書に添付する収支予算書において、9（1）ウに示す基準額を超える額の指定管理料の提案をしたとき。
- ウ 複数の提案書を提出したとき。
- エ 選定評価委員会の委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案について接触をした事実が認められたとき。
- オ 提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- カ 提出期限までに所定の書類を提出せず、又は提出した書類に著しい不備があったとき。
- キ 提出書類について市から修正の指示があった場合で、市が定めた期限までに市の指示どおりに修正を行わなかったとき。
- ク 提出書類に定める書類以外の書類を提出したとき。

#### （7）提出書類

##### ア 指定申請書関係

千葉市文化ホール管理規則（平成3年千葉市規則第44号。以下「ホール管理規則」といいます。）、千葉市コミュニティセンター設置管理条例施行規則（昭和54年規則第9号。以下「コミュニティセンター規則」といいます。）及び様式集を参照の上、以下の書類を提出してください。

ただし、選定評価委員会における審査において、以下の書類以外についても提出を求める場合があります。

なお、（ア）の指定申請書を除き、共同事業体の場合は全ての構成員、事業協同組合等の場合は組合及び全ての担当組合員、有限責任事業組合の場合は組合及び全ての組合員について提出してください。

（ア）指定申請書（ホール管理規則様式第9号及びコミュニティセンター規則様式第11号の様式により作成してください。）

（イ）指定申請の日に属する事業年度の前3事業年度における計算書類等

※ 「計算書類等」とは、株式会社においては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び事業報告並びにこれらの附属明細書のことを指します。

※ 成立の日から3事業年度を経過していない場合は、成立後全ての計算書類等及びその成立の日における貸借対照表又は財産目録を提出してください。

（ウ）直近の法人税の確定申告書のうち、別表一（一）及び別表四の写し（法人税の申告義務がある場合のみ）

※ 別表一（一）については税務署受付印のあるものを提出してください。

※ 電子申告の場合は法人税の確定申告を受け付けた旨の税務署からの受信完了通知（メール詳細）を添付してください。

- (エ) 定款、規約、組合契約書（有限責任事業組合の場合）その他これらに類する書類
- (オ) 設立に登記を要する法人等にあつては、登記事項証明書
- (カ) 役員（代表者又は管理者の定めがある場合の代表者又は管理人を含みます。）の名簿
- (キ) 団体の概要
- (ク) 納税証明書等
- (ケ) 印鑑証明書
- (コ) 労働条件チェックリスト（必要に応じて、労働関係法令遵守に係る申出書）
- (サ) 障害者雇用に関する資料
- (シ) 指定申請に係る誓約書

共同事業体、事業協同組合等、有限責任事業組合での応募の場合は、以下の書類も提出してください。

**【共同事業体】**

- (ス) 共同事業体構成員表
- (セ) 委任状（共同事業体構成員用）
- (ソ) 構成員間での契約書等

**【事業協同組合等・有限責任事業組合】**

- (タ) 事業協同組合等構成員表又は有限責任事業組合構成員表

**イ 提案書（事業計画書及び収支予算書）関係**

- (ア) 文化ホール管理規則第17条、コミュニティセンター規則第14条に定めるところにより、指定申請書に添付する指定期間に属する各年度における文化ホール等の管理に係る事業計画書及び収支予算書を別添様式集に定めるところにより作成してください。なお、手書きでの作成は認めません。

提案書の紙質等については特に指定はありませんが、様式集に示す提案書様式第1号から第27号により作成し、両面印刷でA4縦の簡易な製本にしてください。

提出部数は、25部です。

- (イ) 提案書の作成に当たっては、文章による表現を基本とします。また、文章を補足するための図表を用いることは構いません。なお、書体はMS明朝、文字サイズは10.5ポイントを基本として作成してください。

※項目の見出しをMSゴシックとするなど、見やすさのために他の書体や10.5ポイント以上の文字サイズを用いることは差支えありません。

(ウ) 提案書の提出に合わせて、提案書のデジタルデータをCD-R 1枚に保存し提出してください。なお、デジタルデータは、原則として提案書様式第1号～第24号にあつては、マイクロソフト社製Word、提案書様式第25号～第27号にあつてはマイクロソフト社製Excelにより作成してください。

※ ヒアリングは提案書をもとに行いますので、ヒアリングの際に使用する資料を作成する必要はありません。また、提案書と別にヒアリング用資料を提出することはできません。

#### (8) 留意事項

##### ア 申請の取下げ

応募者（構成団体を含みます。）の倒産、解散等の事情により、申請を取り下げる場合は、指定申請の取下申出書を提出してください。

##### イ 提案内容変更の禁止

市から提出書類の補正を指示するなどの場合を除き、いったん提出された書類の内容を変更することはできません。

##### ウ 提案書に不備があつた場合の採点方法

提案書が（7）イに記載する提案書作成基準のほか募集要項や提案書様式に定める形式に従っていない場合（制限枚数の超過など）、市から修正を指示します。市から修正の指示をした場合において、指示どおりの修正が行われなときは、当該審査項目の得点は0点となります（「10 審査選定」参照）。

また、不備が著しい場合は、修正の指示をすることなく失格とする場合があります。

##### エ 提出書類の取扱い

(ア) 応募者が市に提出した書類は、理由のいかんを問わず返却しません。また、市は、指定管理者の選定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

(イ) 指定管理者に指定された場合、当該団体が提出した提案書及び定款等は、市政情報室において、個人情報を除き、全て公表されます。

(ウ) 指定管理予定候補者の提出書類に記載された内容については、指定前であっても、市議会における議案の審査等において、市が公表することが不相当と認

めるものを除いて公表します。

(エ) その他、全ての応募者の提出書類は、千葉市情報公開条例に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となり、原則として開示されます。

※ 千葉市情報公開条例に規定する「不開示情報」は開示されませんが、例として、今回の応募に支障が生じるおそれがあるという抽象的可能性だけでは、不開示情報には該当しません。これは、指定管理者選定過程の透明性を図るためであり、特に、指定管理者又は指定管理予定候補者の提出書類に記載された情報については、個人情報等を除き、原則として不開示情報として認められませんのでご了承ください。

#### オ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。また、提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

#### (9) 保険

市は文化ホール等に関し、令和2年度においては以下の保険に加入しています。指定管理者は、その分担するリスクに応じて、適切な保険に加入することとなります。

保険の種類	内容	対象施設
市有物件 建物総合 損害共済	(共済責任額) 千葉市若葉区千城台コミュニティセンター : 71,784 万円 (千葉市若葉文化ホール含む) 千葉市美浜文化ホール : 221,726 万円	3 施設 (市で加入)
全国市長 会市民総 合賠償補 償保険	身体賠償1事故につき2億円(1名につき2,000万円)、財物賠償1事故につき1,000万円、免責金額なし	3 施設 (市で加入)

#### (10) その他

ア 説明会・現地見学等、定められた機会を除き、応募のために市からの資料提供を行うことはありません。応募者は、市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。

イ 市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・ 公知となっている情報
- ・ 第三者により合法的に入手できる情報

## 9 経理に関する事項

文化ホール等については、利用料金制度を導入するため、指定管理者は利用者が支払う利用料金を指定管理者自らの収入とすることができます。

また、自主事業による収入等についても自らの収入とすることができます。

### (1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

#### ア 利用料金収入

市が千葉市文化ホール設置管理条例及び千葉市コミュニティセンター設置管理条例で規定する額の範囲内で、市長の承認を得て定めることができます。(千葉市に報告する収支の利用料金収入には、指定管理者の自主事業による施設利用料金も入ります。)

なお、千葉市文化ホール設置管理条例第11条、千葉市コミュニティセンター設置管理条例第13条の減免規定の詳細な基準については、管理運営の基準を参照してください。

※美浜文化ホールについては指定管理期間中にメインホールの吊り天井改修工事が予定されており、その間のメインホールにおける利用料金収入もないことから、管理諸経費の縮減などを含めた計画的な運営が必要となります。

※利用料金について指定管理期間中に料金改定がある際には、別途市と協議するものとします。(なお、令和3年度当初からの料金改定はありません)

#### イ 指定管理者の必須業務に伴う利用料金以外の収入

市からの事業実施受託業務に伴う収入、指定管理者の必須業務に伴う利用料金以外の収入を得ることができます。

#### ウ 指定管理料

利用料金制度を導入することから、適正に算出された文化ホール等の管理運営経費の合計金額から、提案書等に基づき事業が実施された場合に想定される当該利用料金収入及び指定管理者の必須業務に伴う利用料金以外の収入を差し引いた額を指定管理料として市が指定管理者に支払うものとします。

(指定管理料＝管理運営経費－利用料金収入見込額－指定管理者の必須業務に伴う利用料金以外の収入)

<指定管理料の基準額について>

指定期間全体の指定管理料の基準額は、996,061千円(消費税及び地方消費税を含む。)です。応募に当たっては、基準額以内の額で指定管理料を提示してください(収支予算書において基準額を超える額を提示した場合は、失格とします。)

なお、市が支払う指定管理料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として毎年度、市と指定管理者の協議の上、決定するものとします。

エ 自主事業による収入

管理運営の基準に示す条件のもと、指定管理者は自ら興行の企画・誘致・実施、飲食・物販事業等の自主事業を積極的に行うことにより収入を得ることができます。

ただし、興行主(指定管理者が自ら興行主となることも可能)は、利用料金を指定管理者に、または、利用料金以外の行政財産の使用料が必要な場合にあっては、所定の手続後、所定の使用料を市に支払うことになります。

(2) 管理運営経費(市が支払う経費に含まれるもの)

管理運営経費の算定方法の詳細は、協定において定めます。

ア 人件費(退職給付引当金を含みます。)

イ 事務費(旅費、消耗品費、食糧費、燃料費等)

ウ 管理費(施設管理費、清掃費、設備機器管理費、修繕料等)

※ 自主事業に係る経費については、指定管理料として計上することはできないことに注意してください。(例えば、人件費について、自主事業業務と兼務される職員は業務従事割合等により按分計算し、計上することとなります。)

※ 文化ホール等の管理運営により発生する公租公課(例：事業所税)は、協定書に別段の定めがある場合を除き、指定管理者の負担となりますので、事前に調査が必要です。

(3) 指定管理料の支払い

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに指定管理料を決定し、その指定管理料を協定書に定める方法により支払います。

(4) 口座の管理

指定管理者としての業務に関し発生する指定管理料及びその他の収入は、法人その



他の団体が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

(5) 利益の還元（剰余金の取扱い）について

ア 趣旨

指定管理者が管理業務や自主事業の実施により利益を得た場合、当該利益は指定管理者の経営努力によるものである一方で、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものでもあります。したがって、計画を大きく超える利益があった場合は、その一部を市民に還元することも必要となるため、以下のとおり利益の還元をお願いしているところです。

イ 還元額

指定管理者は、一事業年度において、剰余金（総収入額が総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額で、自主事業に係るものを含みます。）が生じ、原則として、剰余金が当該年度の総収入額の10%に当たる額を超える場合には、剰余金と当該年度の総収入額の10%に当たる額の差額の2分の1の額を市に還元するものとします。ただし、自主事業に係る収支が赤字となった場合は、自主事業を除く指定管理業務の収支により利益の還元額を計算します。

なお、決算により損失が生じた場合、市がこれを補填することはありません。

【例】

① 自主事業に係る収支が黒字となった場合

	収入	支出	剰余金
指定管理業務	1,000 万円	700 万円	300 万円
自主事業	500 万円	400 万円	100 万円
合計	<b>1,500 万円</b>	<b>1,100 万円</b>	<b>400 万円</b>

$$\text{利益の還元額} = (400 \text{ 万円} - 1,500 \text{ 万円} \times 0.1) \div 2 = 125 \text{ 万円}$$

② 自主事業に係る収支が赤字となった場合

	収入	支出	剰余金
<b>指定管理業務</b>	<b>1,000 万円</b>	<b>700 万円</b>	<b>300 万円</b>
自主事業	100 万円	300 万円	▲200 万円
合計	1,100 万円	1,000 万円	100 万円

$$\text{利益の還元額} = (300 \text{ 万円} - 1,000 \text{ 万円} \times 0.1) \div 2 = 100 \text{ 万円}$$

③ 指定管理業務に係る収支が赤字となった場合

	収入	支出	剰余金
指定管理業務	900 万円	1,000 万円	▲100 万円
自主事業	500 万円	300 万円	200 万円
<b>合計</b>	<b>1,400 万円</b>	<b>1,300 万円</b>	<b>100 万円</b>

利益の還元額 = (100 万円 - 1,400 万円 × 0.1) / 2 = ▲20 万円 (利益の還元なし)

ウ 還元方法

市との協議に基づき、次のいずれかの方法により還元するものとします。

(ア) 市の発行する納入通知書により市に納付する方法

(イ) 次年度以降の指定管理料を減額する方法

## 10 審査選定

(1) 選定方法

応募内容を以下の基準により審査し、文化ホール等を最も適切に管理することができると認める法人その他の団体を選定します。

ア 市民の平等な利用を確保するものであること。

イ 文化ホール等の管理を安定して行う能力を有すること。

ウ 文化ホール等の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

エ 文化ホール等の効用を最大限に発揮するものであること。

オ 管理に要する経費を縮減するものであること。

カ その他市長が定める基準

(2) 審査基準

指定の基準・審査項目		配点
<b>1</b>	<b>市民の平等な利用を確保するものであること。</b>	<b>10点</b>
	(1) 管理運営の基本的な考え方	10点
<b>2</b>	<b>施設の管理を安定して行う能力を有すること。</b>	<b>40点</b>
	(1) 同種の施設の管理実績	5点
	(2) 団体の経営及び財務状況	5点
	(3) 管理運営の執行体制	5点
	(4) 必要な専門職員の配置	5点
	(5) 業務移行体制の整備	5点
	(6) 従業員の管理能力向上策	5点
	(7) 施設の保守管理の考え方	5点
	(8) 設備及び備品の管理、清掃、警備等	5点
<b>3</b>	<b>施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。</b>	<b>10点</b>
	(1) 関係法令等の遵守	5点
	(2) リスク管理及び緊急時の対応	5点
<b>4</b>	<b>施設の効用を最大限発揮するものであること。</b>	<b>65点</b>
	(1) 開館時間、休館日の考え方	5点
	(2) 利用料金の設定及び減免の考え方	5点
	(3) 施設利用者への支援計画	10点
	(4) 施設の利用促進の方策	10点
	(5) 利用者等の意見聴取、自己モニタリングの考え方	5点
	(6) 施設の事業の効果的な実施	10点
	(7) 成果指標の数値目標達成の考え方	10点
	(8) 自主事業の効果的な実施	10点
<b>5</b>	<b>施設の管理に要する経費を縮減するものであること。</b>	<b>35点</b>
	(1) 収入支出見積りの妥当性	10点
	(2) 管理経費（指定管理料）	25点
<b>6</b>	<b>その他市長が定める基準</b>	<b>15点</b>
	(1) 市内産業の振興	3点
	(2) 市内業者の育成	3点
	(3) 市内雇用への配慮	3点
	(4) 障害者雇用の確保	3点
	(5) 施設職員の雇用の安定化への配慮	3点
合計		175点

※ 提案書の内容から、管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われると認められる場合は、失格となります。

※ 得点差が満点の1%以内であるときは、同点と同一の取扱いとなります。

## 11 関係法規

業務を遂行する上で、以下の法令を遵守しなければなりません。

- (1) 千葉県文化ホール設置管理条例
- (2) 千葉県コミュニティセンター設置管理条例
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (4) 千葉県行政手続条例(平成7年千葉県条例第40号)
- (5) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）
- (6) 千葉県個人情報保護条例(平成17年千葉県条例第5号)
- (7) 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）

その他関連する法規がある場合は、それらを遵守してください。

## 12 参考資料

### (1) [千葉県指定管理者制度運用ガイドライン](#)

指定管理者制度運用に関する本市の基本的考え等を示すものです。

指定管理者による管理運営を含めた制度運用については、原則としてこのガイドラインに従うこととなりますので、ご確認をお願いします。

### (2) [千葉県新基本計画](#)

「千葉県新基本計画」（計画期間：平成24年度～令和3年度）は、10年・20年後を見据え、市の未来を豊かなものとするため、市民・団体・企業・大学など、様々な主体と行政がともに取り組む、まちづくりの計画であり、平成24年3月に策定されました。市基本計画と区基本計画からなり、市の文化・芸術における課題や今後の施策展開の方向性、また、各区の現状や課題、今後の施策展開を提示していますので、参考にしてください。

なお、現行の千葉県新基本計画の計画期間は、平成24年度から令和3年度までであり、新たな千葉県新基本計画が今後策定される予定です。（市のホームページで[次期基本計画策定に向けた取り組み](#)について確認できます。）

### (3) [千葉県文化振興マスタープラン](#)

平成11年3月に策定された、市の文化行政の基本的な考え方や今後の方向性を示す指針を明らかにしたものです。

(4) [第2次千葉市文化芸術振興計画](#)

千葉市文化振興マスタープランの基本理念である「個性豊かな新しい千葉文化の創造」と基本目標である「個性」「世界性」「市民主体」の達成に向け、文化芸術振興施策を推進するために平成20年3月に策定されたものです。計画期間は平成28年度から令和4年度までの7年間であり、(3)の千葉市文化振興マスタープランと合わせて、市の文化芸術振興施策の方針を示すものですので、内容をご確認ください。

また、第3次計画も策定予定ですので、指定管理者は管理運営の実施にあたっては第3次計画が策定され次第、市と協議のうえで実施する必要があります。

(参考)第2次千葉市文化芸術振興計画

URL:<https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/bunka/keikaku/nijikeikaku.html>

●第2次千葉市文化芸術振興計画 基本施策一覧

<b>【基本施策1】文化芸術に親しむ市民の裾野を「広げる」</b>	
(1)多様な文化芸術イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの市民が気軽に文化に触れる機会の充実</li> <li>・メディア芸術などの新しい分野を取り入れた事業の推進</li> </ul>
(2)参加・体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な場所で参加・体験ができる文化活動の充実</li> <li>・学校等における文化芸術活動の充実</li> </ul>
<b>【基本施策2】文化を創造する人材を「育てる」</b>	
(1)文化芸術活動を楽しむ市民への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術活動への参加促進</li> <li>・活動の活性化への支援</li> <li>・発表の場の提供</li> </ul>
(2)芸術家の発掘と育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顕彰制度の充実</li> <li>・新進芸術家への支援の充実</li> </ul>
(3)文化芸術活動を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アートマネジメント人材等の育成</li> <li>・ボランティア活動の活性化</li> </ul>
<b>【基本施策3】文化芸術を育む場を「支える」</b>	
(1)文化芸術活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化施設の効果的な運営と機能の向上</li> <li>・文化施設以外の場の活用</li> <li>・文化施設の再構築に向けた検討</li> </ul>
(2)活動しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体が行う文化芸術活動への支援の充実</li> <li>・個人が行う文化芸術活動への支援の充実</li> </ul>
(3)伝統文化の継承・発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統文化の理解促進</li> </ul>

	・伝統文化の保存・継承
<b>【基本施策4】千葉文化の担い手を「つなぐ」</b>	
(1)情報の効果的な収集・発信	・戦略的な広報の実施 ・文化芸術に係る拠点機能の強化
(2)多様な協働・連携の促進	・交流の場の提供 ・民間との連携や企業メセナ活動の促進 ・大学等との連携
<b>【基本施策5】文化芸術によって千葉の魅力を「活かす」</b>	
(1)魅力ある資源の活用	・地域・歴史的資源等の千葉市に由来する文化の発掘・活用 ・新たな若者文化等の発掘・活用
(2)魅力ある人材の活用	・千葉市ゆかりのアーティスト等を活用 ・文化芸術活動を支える人材へ活躍の場を提供

### 13 その他

#### (1) コミュニティセンター利用料金及び減免について

応募者は、利用料金及び減免に関して、提案書様式第12号を作成する際は、現在実施している料金割引及び減免の実績を十分に考慮してください。

##### 【現在の利用料金の割引】

- ・スポーツ施設回数券（10回分の利用料金で11回使用可能）
- ・スポーツ施設定期券

※回数券及び定期券の使用期限（期間）は、利用者サービスの低下を招かない範囲で、使用期限を定めたとえ、令和8年度以降に使用された場合は以降の指定管理者に補償を行うものとします。

##### 【現在の減免】

- ・千葉市コミュニティセンターの利用料金減免に係る事務処理要領で定める減免
- ・市民の日（10月18日及び直近の土曜日及び日曜日、10月18日が土曜日又は日曜日の場合は、直近の金曜日）におけるコミュニティセンターのスポーツ施設の個人利用料金を無料
- ・こどもの日及びスポーツの日におけるコミュニティセンターのスポーツ施設の個人利用料金を無料

(2) 業務の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができます。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、文化ホール等の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合は、業務の継続の可否について市及び指定管理者で協議するものとします。

業務の継続が不能となった場合には、双方協議の上、指定の取消しを行うものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、文化ホール等の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、第2順位、第3順位の応募者と、次期指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

(3) 協定書解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた事項又は協定書に定めのない事項については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(4) リスク分担に対する方針

協定締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものであり、より詳細なリスク分担については、市と指定管理者との協議により定めます。

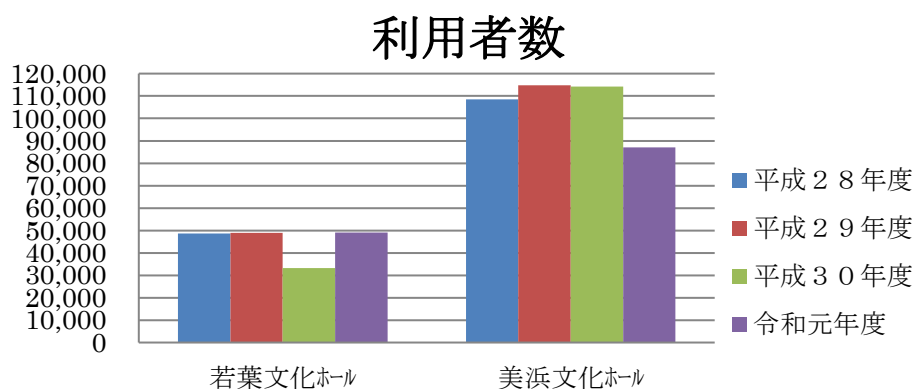
種 類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	本事業に直接影響する法令等の変更	○	
税制変更	市の事業及び本事業のみに影響を与える税制の変更	○	
	消費税及び地方消費税に係る税制の変更	○	
	指定管理者の利益に課される税制の変更		○
業務の中止・延	市の指示によるもの	○	

期	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可遅延	業務の実施に必要な許認可取得の遅延等(市が取得するもの)	○	
	上記の以外の場合		○
議会の議決	指定管理者指定議案が可決されなかったことに起因するもの		○
計画変更	市の事業内容の変更に起因する計画変更	○	
	上記以外の場合		○
運営費上昇	市の事業内容の変更に起因する運営費の増大	○	
	避難所等の運営等に伴うもの	○	
	上記以外の場合		○
施設等の損傷	事業者の責めに帰すべき場合		○
	上記以外の場合	○	
備品等の損傷	指定管理者が所有する備品等の損傷		○
性能不適合	募集要項等、協定により定めた要求水準に不適合		○
需要変動	市の事業内容の変更に起因する需要変動	○	
	上記以外の場合		○
利用者への対応	施設の瑕疵等、施設所有者の責めに帰すべき場合	○	
	上記以外の場合		○
第三者への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		○
	施設の管理瑕疵による第三者への損害		○

(5) 巻末資料

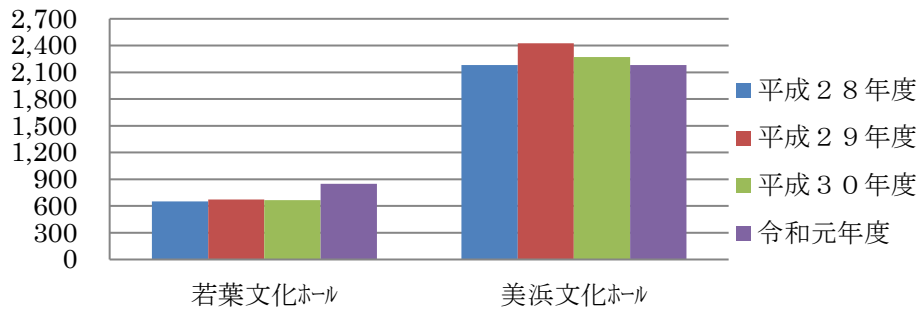
ア 利用者数、利用件数、利用率推移(平成28年度～令和元年度)

※各ホールとも楽屋を除く

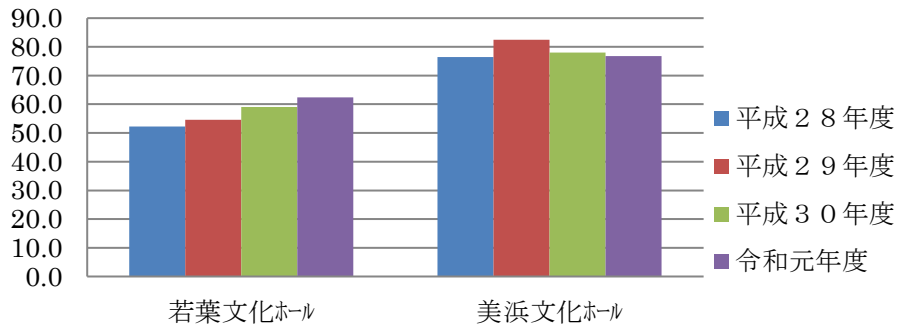




## 利用件数



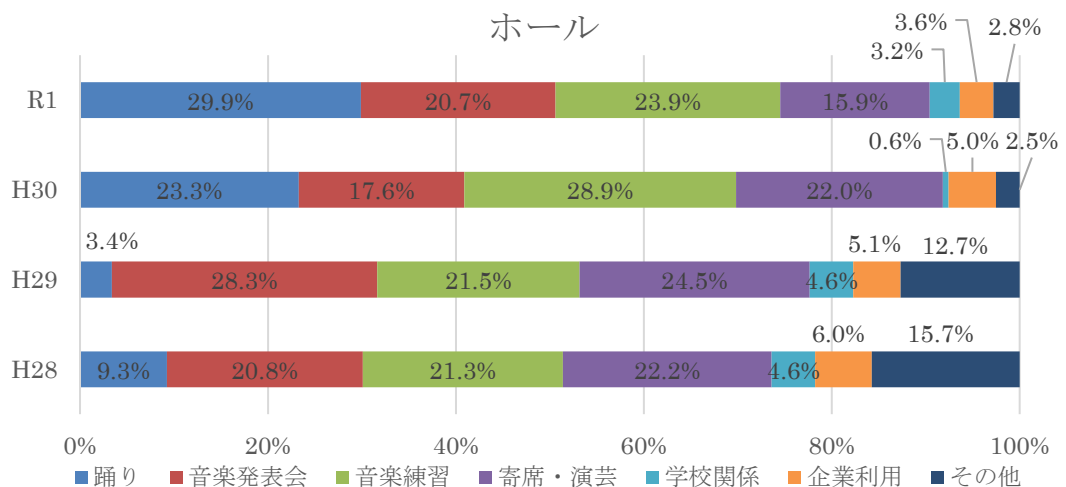
## 利用率



### イ 若葉文化ホール

音楽、演劇、舞踊などの練習・発表・公演、式典・研修会・講演会など幅広い文化活動の場に使用できますが、施設利用の約7割が踊りや音楽等の練習や発表会に使用されていることが特徴です。

【参考】若葉文化ホール目的別利用割合推移(平成28年度～令和元年度)



※利用件数 H28…216件 H29…237件 H30…159件 R1…251件

※企業利用…セミナー、研修等

※その他…劇、映画上映、子供向け企画等

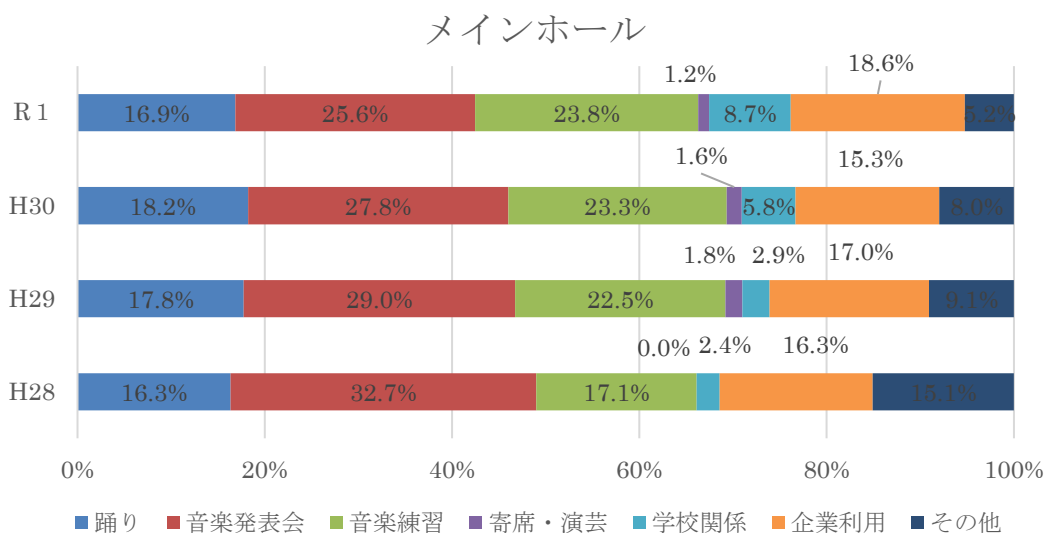
※平成30年度については吊り天井改修工事のため9月3日から2月28日まで休館

## ウ 美浜文化ホール

### (ア) メインホール

施設利用状況は、約7割が文化芸術活動（主に音楽・舞踊）の発表会、公演及びリハーサルに使用されており、約2割は企業による会議・セミナー等に活用されています。

【参考】美浜文化ホールメインホール目的別利用割合推移(平成28年度～令和元年度)



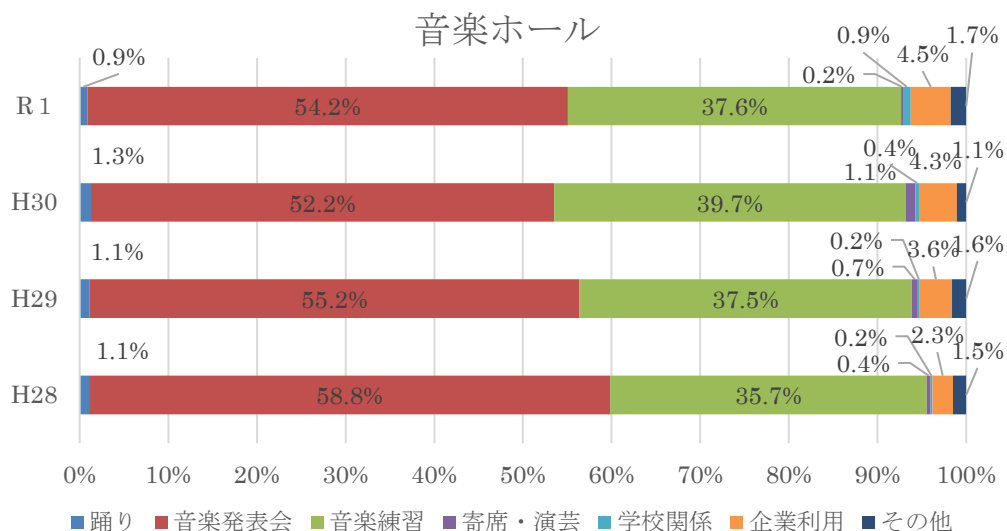
※利用件数 H28…245件 H29…276件 H30…313件 R1…172件

※令和元年度については吊り天井改修工事のため9月3日から2月28日まで休館予定だったが、入札不調のため12月1日から再開。

### (イ) 音楽ホール

室内楽等の音楽の練習・発表などに適しています。実際の施設利用状況は、9割以上が市民やプロによる音楽活動に活用されています。

【参考】美浜文化ホール音楽ホール目的別利用割合推移(平成28年度～令和元年度)



※利用件数 H28…473件 H29…440件 H30…469件 R1…463件

#### エ 千城台コミュニティセンター

若葉区千城台地区の地域の特性としては、千葉都市モノレール沿線及び千城台駅を中心に、商店、教育施設、戸建て住居及び大規模住宅団地が広がる市街地が形成されている一方で、近隣では加曽利貝塚等の歴史的資源や、農村や森林などの豊かな自然環境に恵まれています。本地区の人口及び年齢階層は下記のとおりです。

(令和2年5月31日現在)

	合計	19歳以下	20～59歳	60歳以上
千城台地区人口	19,676	2,622	8,409	8,645

この地域の特性を踏まえ、事業を提案するものとします。

また本施設は、千葉市若葉文化ホール及び千葉市千城台市民センター、千葉市青少年サポートセンター東分室との複合施設であり、市民のコミュニティ活動のための施設として、以下の考えに基づき事業を実施しています。

#### (ア) コミュニティ活動の場と機会の提供

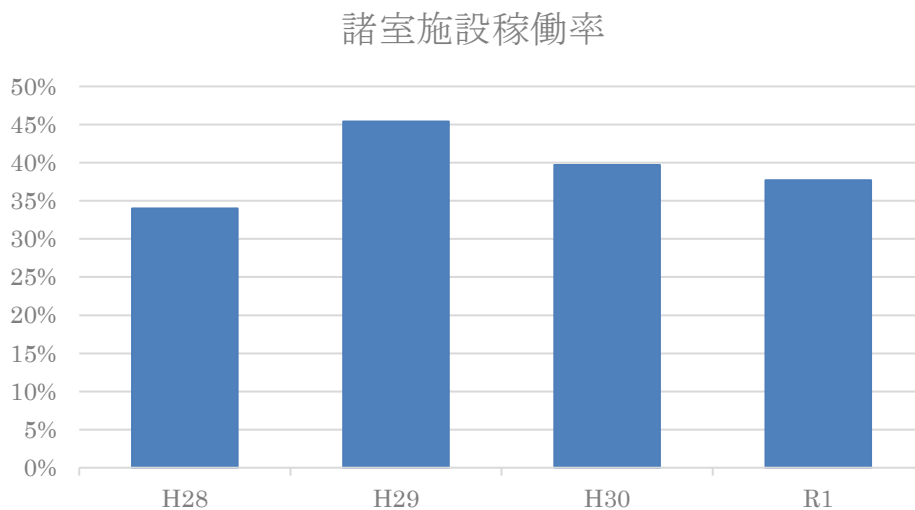
- a 積極的にコミュニティ活動を行っている人だけではなく、コミュニティ活動に参加する機会の少ない人も含め、多くの市民が活動に参加する場と機会を提供する。
- b 文化、スポーツ、レクリエーションなどのコミュニティ活動のきっかけをつくり、市民の主体的な活動を促進していくような支援を多面的に行う。

(イ) 情報発信、相談機能

- a 地域の文化資源、人材等の情報を収集、蓄積、提供できる仕組みを持ち、必要な情報を広く発信する。
- b 施設利用に伴う助言及び指導だけではなく、コミュニティ活動を行っていく上で求められる情報提供や紹介、助言ができる相談機能を持つ。

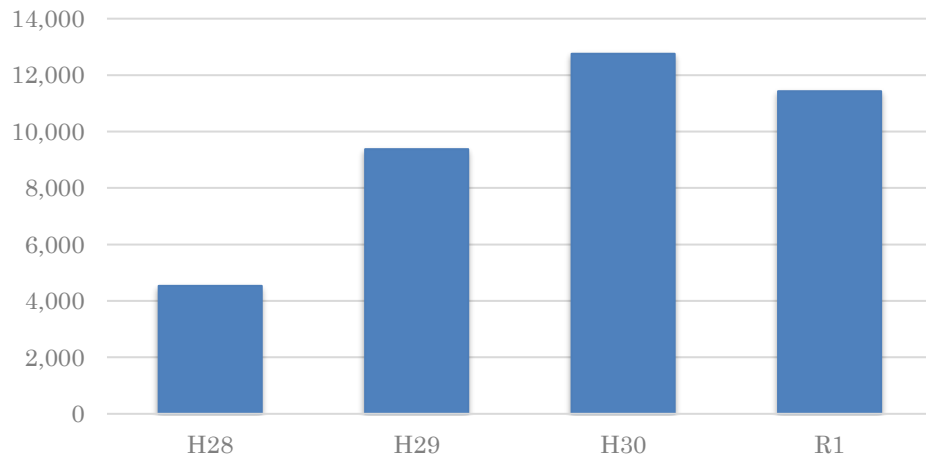
なお、現在の施設利用状況は、集会室や講習室、和室等の施設（諸室）で、生花、お茶、陶芸、ダンス等の様々なサークル活動に利用されるほか、町内自治会などの地域の活動団体が、会議等で利用しています。また、トレーニング室にはトレーニング機器が設置され、利用者の健康体力づくりに利用されています。

【参考】千城台コミュニティセンター諸室施設稼働率推移(平成28年度～令和元年度)



【参考】千城台コミュニティセンタースポーツ施設利用人数推移(平成28年度～令和元年度)

## スポーツ施設利用人数



別記 詳細図面について

### ア 千葉市若葉区千城台コミュニティセンター・千葉市若葉文化ホール

	図面名称	作成年	PDF ページ
①	千葉市千城台地区コミュニティセンター 新築空調換気設備工事	平成元年	p1~p33
	千葉市千城台地区コミュニティセンター 新築昇降機設備工事	平成元年	p34~p48
	千葉市千城台地区コミュニティセンター 新築舞台機構設備工事	平成元年	p49~p61
	千葉市千城台地区コミュニティセンター 新築給排水衛生設備工事	平成元年	p62~p91
	千葉市若葉区千城台コミュニティセンター外 空調設備改修工事	平成 26 年	p92~p186
②	千葉市千城台地区コミュニティセンター 新築電気設備工事	平成元年	p1~p63
	千葉市千城台地区コミュニティセンター 新築舞台照明設備工事	平成元年	p64~p74
	千葉市千城台地区コミュニティセンター 新築舞台音響設備工事 竣工図・施工図	平成元年	p75~p151
	千葉市千城台コミュニティセンター 高圧幹線設備改修工事	平成 29 年	p152~p158

③	千葉市千城台地区コミュニティセンター 新築工事	平成元年	p1~p130
	千葉市千城台地区コミュニティセンター 新築附帯工事	平成元年	p131~p161
④	千葉市若葉文化ホール 吊り天井落下対策工事	平成 29 年	p1~p13

イ 千葉市美浜文化ホール

	図面名称	作成年	PDF ページ
⑤	千葉市美浜区地区ホール(仮称) 新築舞台機構設備工事	平成 16 年	p1~p186
⑥	千葉市美浜区地区ホール・保健福祉センター(仮称) 新築照明塔移設等電気設備工事	平成 16 年	p1~p3
	千葉市美浜区地区ホール・保健福祉センター(仮称) 新築電気設備工事	平成 16 年	p4~p111
	千葉市美浜区地区ホール(仮称) 新築舞台音響設備工事完成図	平成 19 年	p112~p156
⑦	千葉市美浜区地区ホール・保健福祉センター(仮称) 新築工事	平成 16 年	p1~p284
	千葉市美浜区地区ホール・保健福祉センター(仮称) 新築杭打他工事	平成 16 年	p285~p297